



島根県報

令和元年10月18日（金）

号外 第 5 6 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により島根県小規模事業者企業価値向上補助金の（中 小 企 業 課） 2
交付の対象等を定める告示

告 示**島根県告示第307号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県小規模事業者企業価値向上補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

令和元年10月18日

島根県知事 丸 山 達 也

1 補助金等の名称

島根県小規模事業者企業価値向上補助金

2 交付の目的

小規模事業者が中小企業等経営強化法に基づき承認を受けた生産性の向上、付加価値の増加等を図る計画の実施に係る経費の一部を補助することにより、おおむね10年以内に見込まれる事業承継に向けた準備を促し廃業の防止を図り、もって地域経済の維持及び拡大並びに雇用の確保を図ることを目的とする。

3 交付の対象者

次に掲げる要件を全て満たす者

- (1) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者であって、原則として島根県内に主たる事業所又は工場を有しているものであること。
- (2) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条第1項に規定する経営革新計画（以下「経営革新計画」という。）の承認又は第19条第1項に規定する経営力向上計画（以下「経営力向上計画」という。）の認定を受けた事業計画を有していること。
- (3) 現経営者の年齢が補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日において50歳以上であること。
- (4) みなし大企業（発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に基づく中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に基づく投資事業有限責任組合を除く。以下同じ。）が所有している中小企業者、発行済株式の総数若しくは出資価格の総額3分の2以上を大企業が所有している中小企業者又は大企業の役員若しくは職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者をいう。）でないこと。
- (5) 島根県税の滞納がないこと。
- (6) 法人等（法人、団体又は個人をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと。
- (7) 法人等の役員等（個人にあつてはその者、法人にあつては役員、団体にあつては代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではないこと又は暴力団若しくは暴力団員（以下「暴力団等」という。）と密接な関係を有する者を経営に関与させている事業者でないこと。
- (8) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用していないこと。
- (9) 役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団等であることを知りながらこれと密接な関係を有していないこと。
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業若しくは同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者又はこれらの営業の一部を受託する事業者でないこと。
- (12) 日本標準産業分類大分類における農業、林業又は漁業を行う事業者でないこと。

- (13) 競輪、競馬等の競走場又は競技団を営む事業者でないこと。
- (14) 日本標準産業分類における芸妓業（置屋及び検番を除く。）を行う事業者でないこと。
- (15) 娯楽に付帯するサービス業のうち、場外馬券売場若しくは場外車券売場を営み又は競輪、競馬等予想業を行う事業者でないこと。
- (16) 宗教、政治、経済又は文化団体を運営する事業者でないこと。
- (17) 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業でないこと。

4 交付の対象となる事業の内容、補助対象経費、交付の率及び限度額

交付の対象となる事業	補助対象経費	補助率	交付金額
経営革新計画又は経営力向上計画に基づき実施する事業（国又は県の他の補助金等の交付を受けるものを除く。）	機械設備費、備品購入費及びIT導入費	2分の1	10万円から200万円まで